

農林漁業セーフティネット資金の概要

【一時的影響に緊急的に対応するために必要な運転資金の借入れ】

自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者に対し、一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期運転資金を日本政策金融公庫が融資します。

1. 借入対象者

- ① 認定農業者(※)
- ② 主業農林漁業者（農林漁業所得が総所得の過半（法人にあっては総売上高の過半）を占めるもの又は粗収益が200万円以上（法人にあっては1,000万円以上）であるもの）
- ③ 認定就農者
- ④ 集落営農組織

(※) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた者をいいます。

2. 借入条件

(1) 資金の用途

- ① 台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害
- ② 法令に基づく行政処分（BSE、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等）
- ③ 原料・資材供給等の国際環境の変化（原油高騰や家畜飼料等の高騰による一時的な経営の悪化等）
- ④ 食の安全・安心への関心を背景とする風評被害（BSE、鳥インフルエンザ、O-157、ダイオキシン汚染等による価格下落、売上減少等）
- ⑤ 生産物の取引先や金融機関の破綻等（大手取引先の破綻による売掛金の回収不能等）

- (2) 借入限度額
- ① 簿記記帳を行っている場合：年間経営費の3/12又は粗収益の3/12に相当する額のいずれか低い額
 - ② ①以外の場合：600万円

(3) 借入金利：借入期間に応じて、0.50～0.65%（平成24年5月23日現在）

(4) 償還期限：10年以内（うち据置期間3年以内）

3. 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄公庫）

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関（公庫・農協・銀行等）に必要書類(※)を提出

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。

5. 問い合わせ先

□(株)日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコールTEL:0120-926-478）

□沖縄公庫（TEL:098-941-1840）

□最寄りの信用農協連合会 など